

○札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

平成 26 年 5 月 30 日条例第 32 号

改正

平成 27 年 7 月 17 日条例第 34 号

平成 31 年 2 月 22 日条例第 3 号

令和元年 7 月 5 日条例第 28 号

札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定による個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる控除対象特定非営利活動法人（同条第 3 項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該控除対象特定非営利活動法人に係る札幌市税条例（昭和 25 年条例第 44 号）第 28 条の 7 第 1 項第 4 号の期間は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人シーズネットの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する控除対象特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和元年条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

控除対象特定非営利活動法人		札幌市税条例第 28 条の 7 第 1 項第 4 号の期間
名称	主たる事務所の所在地	
特定非営利活動法人シー ズネット	札幌市北区北 10 条西 4 丁 目 1 番地 S C ビル 2 F	平成 31 年 5 月 30 日から令 和 6 年 5 月 29 日まで
特定非営利活動法人北海 道障がい者乗馬センター	札幌市中央区盤溪 256 番地 2	平成 27 年 1 月 1 日から令 和 2 年 7 月 16 日まで
特定非営利活動法人働く人び とのいのちと健康をまもる北 海道センター	札幌市白石区菊水 3 条 3 丁目 2 番 40 号	平成 31 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 4 日まで